## 主 本件原審の判決手続に違法はない。 事 実

控訴代理人は「原判決を取消す。本件を千葉地方裁判所に差戻す。」との判決を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。控訴代理人は、原判決は民事部訟が通常訴訟に移行されたうえなされたものであるところ、控訴人に対して民事的訟法四四七条二項による通知手続がなんらなされていない。したがつて周判決をまたが手形判決に対し異議の申立をなし防禦方法を守めるがら、第一審あり、前記法条に違反するものであるから、第一審あると述べたの防禦をつくさせるため、本件は第一審裁判所に差戻されるべきであり、初る事において連訴人の主張は第一の通知がなされ、同通知書に通常訴訟の事件番号が記載されているが、日の通知がなされ、同通知書に通常訴訟の事件番号が記載けているが、には弁論の通知がなないことを了知しるとであり、判決言渡期日はでに控訴人には弁論の通知がなないことを引力にはおり、なんら不当を強いるものではない。また、原審のしたものであると述べた。

## 理 由

控訴人の本案前の抗弁について判断するに、記録によると、被控訴人は控訴人を相手方として昭和五〇年一月六日手形訴訟として審理を求める旨の訴状を原審に提出し、右訴状は手形の写(甲第一号証の一、二)とともに控訴人に送達されたの原控訴人はこれに対し答弁書その他準備書面も提出することなく、同月三においる第一回口頭弁論期日に出頭しなかつたので、被控訴人は右期日において事訴訟移行の申述をなし、これに基づき原裁判所は通常訴訟として審理をしておいる第一回の時と定め、同月回日中前一〇時と定め、同月四日控訴の計論を終結し、判決言渡期日の通知をしたうえ、右期日に通常訴訟事件として本人に対しその旨判決言渡期日の通知をしたうえ、市場であり、通常訴訟にはおり、を言渡したものであることが明らが通常を認知した事跡はこれを認め行後を控訴人に対し、右判決言渡期日呼出状の送達報告書の記載には右期日が通常移行後もできない(右判決言渡期日呼出状の送達報告書の記載には右期日が通常移行後もであることを示すものは何もなく、事件番号は通常移行後も変らない。

当裁判所書記官が原裁判所書記官に照会した結果も、本件では通常移行の通知を していないという)。

ところで民事訴訟法四四七条二項によると裁判所は手形訴訟において原告から通常手続移行の申述がなされると、被告がその期日に出頭している場合を除き、直にその旨を記載した書面を被告に送達することを要することとしている。この規定を旨は、手形訴訟においては証拠方法の制限をうけるところから(同法四四六条)、被告としては右手続においては手形上の抗弁等の防禦方法を提出することを断念し、一たん手形判決をうけた後これに対して異議を申立て通常手続におい期に出頭せず、かつ答弁書その他準備書面も提出しない場合が考えられるところを防に出頭せず、かつ答弁書その他準備書面も提出しない場合が考えられるところを対したまうな被告が通常手続に移行したことを知らないまま通常手続の第一審判決らなけると、手形判決に対する異議の機会を失い、その不服は直ちに控訴申立によるようなが、結局通常手続による第一審を失う結果となるので、このような事態をさけるよう配慮したものと解せられる。

しかるに、同法四四八条では、被告が口頭弁論において原告の主張した事実を もず、その他なんらの防禦方法をも提出しない場合には、りんである。 は、かつ答弁書その他の準備書面を提出しない。場合は原告におり、 は、かつ答弁書を終結できる。 は、かつ答弁書をの他の準備書面を提出しかい。 は、かつ答弁書をの他の準備書面を提出しない。 は、かつ答弁書をの他の準備書面を提出しない。 は、かつ答弁書をの他の準備書面である。 は、からいとの場合できるにできるにできるにできるにできる。 はないからいる。 はないのとにないのといる。 はないのもとにならいないののものと はないのもとになられた原判決言渡の手続は違法で、 原判決を破毀しないればないない。 はないたのもとになされた原判決言渡の手続は違法で、 にないまないる。 はないる。 はないのもとになされた原判決言渡の手続は違法で、 らないものであろうか。これ本件の問題であ〈要旨〉る。おもうに手形訴訟制度は、 証拠方法の制限などにより手形、小切手等の訴訟につき簡易迅速に債務名義を〈/要 旨〉与えるために通常訴訟手続の前置手続的性格のものとして制定されたものであつ て、そのために手形判決に対し不服があれば異議申立をなすべくこれに対し直接控 訴の申立はできない(同法四五〇条、四五一条)ものとされている。しかし、手形 上の請求においては第一回の口頭弁論期日に被告が欠席し、答弁書その他の準備書 面をも提出しない場合のきわめて多いことは実務上顕著であり、このような場合も 手形訴訟のままで手形判決をするときは、被告の異議申立によって第一審の通常手続が開始されることとなって、かえって手形訴訟の趣旨にそわないこととなるの で、前記四四八条の規定が設けられたものとされている。従つて手形訴訟の訴状の 送達を受け、第一回の口頭弁論期日の通知を受けた被告は、その期日に欠席して原 告の主張事実を争わず、その他何らの防禦方法をも提出しないときは、訴訟が通常 の手続に移行したことを知らない間に口頭弁論を終結されて判決を受けることのあるべきことはあらかじめ予期しなければならないのである。そのことは被告に対す る第一回の期日の呼出状には前記四四八条の規定の趣旨を記載することになつてい ることからも明らかである(民事訴訟規則六四条三項)。したがつて原告の請求に ついて争う意思のある被告は、当初からこれを争うことを明らかにすべきであり、 それをしないで右の不利益を受けたとしても、これはひつきょう自ら招いたものと いわなければならない。そうだとすればたまたま被告に対する通常移行の通知がな されないまま判決の言渡がなされたとしても、その手続のかしは原判決を破毀すべ きほどの違法とすることはできない。

よつて当裁判所はこの点の中間の争いにつき控訴人の主張が理由がない旨の中間 判決をするを相当であると認め民訴法一八四条にのつとり主文のとおり判決する。 (裁判長判事 浅沼武 判事 加藤宏 判事 高木積夫)